

平成22年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成23年3月9日
場 所 ピュアリティまきび

平成22年度岡山県海面利用協議会議事録

1. 開催日時 平成23年3月9日（水） 15：00～

2. 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3. 出席者

(委員)

池田 紀道委員	井本 瀧雄委員
奥野ミエ子委員	尾崎 満委員
坂本 龍哉委員	佐上 昇委員
千田 博通委員	中田 康彦委員
永山 繁委員	藤岡 親志委員
本田 和士委員	横前 博文委員

(欠席)

大塚 正広委員

(岡山県水産課)

田中 丈裕課長	田丸 和彦総括副参事
杉野 博之総括副参事	石飛 博敏主幹
林 邦明主任	中力 健治主任

(岡山海区漁業調整委員会事務局)

小野 博行主任

4. 議事内容

- (1) 平成21年度協議会の概要について（報告事項）
 - ① 岡山県海面利用協議会について
 - ② 香川・岡山県広域海面利用協議会について
- (2) 遊漁の現状及び問題点について
 - ① 火光を利用する釣り（夜たき釣り）について
 - ② 小型船舶在籍数について
 - ③ 遊漁船業について
- (3) 遊漁者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について
 - ① 平成22年度普及・啓発、指導実績
 - ② 平成23年度普及・啓発、指導計画
- (4) 海洋牧場のルールづくりについて
- (5) 香川・岡山県広域海面利用協議会委員の選出について

平成22年度岡山県海面利用協議会議事内容

【水産課総括副参事】

ただいまから、岡山県海面利用協議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして岡山県農林水産部水産課から一言ご挨拶を申し上げます。

【水産課長】

本日は委員の皆様方におかれましては年度末のお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ご承知のとおりでございますが、本協議会は海面利用にあたって、特に漁業と遊漁の紛争の未然防止、あるいは海面の円滑な利用を目的としておりますが、これまで永きに亘つて、皆様のさまざまな貴重なご意見やお知恵をいただき、水産行政の推進にお力を貸していただいているところでございます。あらためて厚く御礼申し上げる次第でございます。

この会議の前に栽培漁業推進協議会を開催いたしまして、県下漁協の組合長さん方にお集まりいただいたのですが、その会議の中で昨年の異常とも言える高水温の話題が持ち上がりました。昨年は水産研究所の40年近い観測史上で最高の水温を記録し、9月4日の水温は29.7°C、例年と比較して3°C近く高い水温でございました。その影響を受けてかメバルのような寒流系の魚が非常に減っているというお話をございました。

メバルといえば遊漁の方にも非常に人気のある魚でございますが、ここ数年、この協議会の場でメバルの夜たき釣についてご議論していただいております。

もう一つ、ここ数年重要な議題としてご議論していただいてまいりましたのが、海洋牧場の利用に当たってのルールづくりでございます。これも全国で初めての取り組みということで思い切った施策を講じていこうということで、検討に時間もかかっております。今の漁業法そのものの法制度の問題がやはりハードルになっているところもございますが、とりあえず第一段階としてこのような方法で進めたらどうかという案をご呈示させていただいて、この協議会でご承認いただきましたら、委員会指示という形での出だしになりますけれども、指示の発出に向けまして地元関係者との協議に取りかかりたいと考えております。

というわけで、本日は海洋牧場のルールづくりについて非常に具体的な案をお出ししてご意見を頂戴したいと思っておりますので、是非皆様の忌憚のないご意見、ご指導をいただきますようよろしくお願ひいたします。

【水産課総括副参事】

続きまして委員の紹介を簡単にいたしたいと思います。

(新しい委員の紹介)

各委員の紹介につきましてはそれぞれ自己紹介により行っていただきたいと思います。

(自己紹介により委員の紹介)

【水産課総括副参事】

それでは議事に入らせていただきたいと思いますが、議事につきましては次第のとおりに進めさせていただきたいと思います。

なお、今後の進行につきましては会長にお任せしたいと思います。

【会長】

それでは早速協議に入らせていただきます。

「第1号議案 平成21年度協議会の概要について」を事務局からご説明願います。

【事務局】

(資料に基づき「第1号議案 平成21年度協議会の概要について」を説明)

【会長】

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【一 同】

特になし

【会長】

「第2号議案 遊漁の現状及び問題点について」を事務局からご説明願います。

【事務局】

(資料に基づき「第2号議案 遊漁の現状及び問題点について」を説明)

【会長】

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【委員】

対応のところで、本年度、水島、玉野海上保安部と夜たき釣の情報交換をされたということですが、笠岡の場合、広島県と非常に近いわけでございまして、福山の海上保安部の方が来られて指導されるのですが、「夜たき釣について言っておられることが保安部で異なる。」ということを私は聞きました、「それは残念だな。」と言ったことがあります。

今日は玉野、水島海上保安部の方もご出席されておりますが、そのあたりいかがなものかお伺いしたいと思います。

【委員】

言っていることが違うというはどういうことでしょうか。

【委員】

資料の5ページに、「直接海面を照らさなくても、海面に届いた光を利用して釣をすることも禁止されている。」とありますが、そのあたりの見解です。

【水産課総括副参事】

県の方から良いでしょうか。福山海上保安部はかなり以前から夜たき釣の取締をしていてある意味慣れていた。水島海上保安部にとって岡山県の海面漁業調整規則が平成15年

に改正したばかりで新しい取締の対象になるということで、そういったことも含めて、レベルというか見方を合わせるために水島海上保安部、玉野海上保安部と県の間で情報交換会を開催し、見解を同じようにしようとしたとご理解いただきたいと思います。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

わかりました。

【会長】

この夜たき釣の取締はその時、その時のケースバイケースで判断しなければいけないので、そのあたりをよく考えてお互い守っていただくことが第一だと思います。

そういうことで、他に何かございますか。なければ次に進めさせていただきます。

それでは「第3号議案 遊漁者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」を事務局からご説明願います。

【事務局】

(資料に基づき「第3号議案 遊漁者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」を説明)

【会長】

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【委員】

資料について、遊漁者というのがプレジャーボートと思って良いのでしょうか。

遊漁船業者は登録しているから分かるわけですよね。遊漁者がプレジャーボートの利用者だったら登録がないので県では分からぬわけですね。遊漁者の方が違反者が非常に多いと思いますが、それに対して何らかの工夫をされていますか。

【水産課総括副参事】

夜たき釣について説明させていただきますと、資料の5ページにあります岡山県の夜たき釣に関する検挙実績の全数はプレジャーボートの方の検挙件数です。

【委員】

陸釣はどうですか。

【水産課総括副参事】

陸釣については今のところ検挙の実績はございません。ただ、口頭で強く指導を行った実績はございます。

【委員】

例えば、検挙件数で言いますと、平成20年度から取締での対応を初めて、21年度は夜たき釣が禁止であることを知っている人も知らない人もいたと思いますが、3件ぐらいの人が夜たき釣をしていても漁業者はあまり文句を言わないと思います。もっと実際にしてい

る人は多いのでしょうか。

【水産課総括副参事】

実際はかなりしている人がいます。

【委員】

そういうことですよね。

【水産課総括副参事】

そうです。

【委員】

それもプレジャーと遊漁船業者とでは、どちらかというとプレジャーボートの人が多いですか。

【水産課総括副参事】

そうです。

ただ、遊漁者の方の違反も以前に比べますと10隻も20隻もという状態ではなく、数隻が夜たき釣をしている状況が見られることがあります。

【委員】

普及と啓発の実績の中で、遊漁船業者の方には比較的啓発が行いやすいのですが、そうでない人には免許を取得する際やプレジャーボートの係留施設を利用されている方に啓発用のパンフレットを送られているということで、それは工夫しているのは分かるのですが、その後で釣に行く人が魚を多く獲ってやろうと考えるのではないかと思います。

違う釣り方をしてはいけないということで、罰則等をもっときちんとした方が良いと思います。法をもって取り締まろうとすれば、法を逃れることに終始するというのが先ほどの、灯火を高い位置に付けたり、低い位置に付けたりということになるのだと思いますが、本当はこのようなことをしてはいけないというのを免許を取得する際だとか、免許の更新時にもう少し、きちんと教育することに重きを置くように工夫していただければと思います。

【水産課総括副参事】

夜たき釣は県規則の第38条の禁止漁法に規定されていますが、実は最高の罰金刑は10万円です。通常、遊漁者の方の違反は科料ということで、これは漁業者の違反と同等に扱われています。

ただ、県が罰金いくらという宣伝活動を積極的に行っていないのも事実です。といいますのも我々があまり罰金と書くのもいかがなものかとの配慮もございまして実施していないのですが、本日ご意見をいただきましたので、そういったことをもっと前面に押し出した方が影響も強いのではないかとそのように考えております。

【委員】

検挙件数が3件だけで、違反者が少ないのであれば漁師さんは何も言わないと思います。

しかし、もっと多くの人が夜たき釣をしていてたまたま検挙されたのが3件ということで、法を作つて取り締まろうとすれば、法を逃れることに終始するというわけで、根本的に「これをしたらダメですよ。」ということを教えないといけないと思います。

取締で罰金を取るためだけであれば、海上保安部に毎日巡回してもらえば済むことです。それでどんどん取り締まれば、違反者も検挙を恐れて夜たき釣をやめるのでしょうか、本当は免許の更新時であるとか、そのような時にこのようなことをしてはいけないという思想を植え付けなければいけないでしょう。私はこう思います。そのための工夫をお願いしたいと言っているのです。

【会長】

今、貴重なご意見をいただきました。次の議案にも関係することだと思いますが、ご意見を承っておいて、次の議案に進めたいと思います。

それでは「第4号議案 海洋牧場のルールづくりについて」を事務局からご説明願います。

【事務局】

(資料に基づき「第4号議案 海洋牧場のルールづくりについて」を説明)

【会長】

これは笠岡で組織されている海洋牧場管理運営協議会がこの問題をどう処理していくかということで、そこがどのように汗をかいていくかということだと思います。

これはなかなか進まない話ですが、その中で県がどこまで手を加えることが出来るか、地元がどれだけ汗をかき、遊漁の方とどれだけ協力できるかということだろうと思います。ルールづくりについて、これが最適だらうということで事務局の説明がございました。

また、他県の視察も色々と実施てきて、兵庫県の坊瀬漁協の例など一番近くにこのような形のものもあるということで、笠岡地区海洋牧場の利用のルールの案はこれでどうかという事務局の提案ということで良いですね。

笠岡地区での遊漁対策の成果がどうなるかというのが、今後のルールづくりのカギになると思います。

前回、前々回の海面利用協議会でも議論されてきましたが、地元でも遊漁の方に働きかけをしながら協力をいただくとともに、協力金についても納付していただくことを考えていきたく。ただ、遊漁に来られて、漁業者が文句ばかり言っていても仕方がないので、色々な事例を研究しながら、このような形式でルールづくりを皆で進めていったらどうかという事務局の提案に対して、ここが良い、ここが悪いという委員の皆様のご意見をいただきながら、それに沿つて進めていくことになるのかもしれません、ご意見がありましたらお願ひいたします。

【委員】

遊漁船と遊漁者に許可証を与えて、許可を与えていない船も来て混じって釣るようになると思います。坊勢漁協の例もそうではないですか。

【会長】

坊勢漁協の組合員の方が言われたように地元のことなので、自分たちがしっかりと監視もしなければ、人任せではいけない。遊漁を認められていない人も認められた人と同じように区域の中に入ってくるので、それを自分たちが管理できるかどうかが重要です。

【委員】

それは多分ケンカになるからできないと思います。

【委員】

そのように難しく言わず、このルールづくりをした方が良いのか、悪いのかの話から入らなければいけません。

今言われている監視を誰がどうするかについては、資料3ページに巡回指導費に75万円計上されており、人件費に80万円ほど計上されていますが、この予算の中で誰かに対応してもらうということで、司法権を持つわけではないので、ルールを守らない者がいれば、報告を受けて県が告発するなり、指示して、それに従わない者に罰金や罰則が掛かつたりするわけで、誰かが監視なりの対応をしなければいけません。

今の話であると、このようなルールづくりをした方が良いのか、しない方が良いのかという話からしなければいけません。

【会長】

海洋牧場構想で、白石島周辺の海域に魚礁施設を整備し、音響給餌施設も設置し、キジハタなども多く育っているが、それが遊漁者の方に上手に利用され、地元の漁業者に効果が十分に反映されないので、それをどうするかということで、この海面利用協議会で海洋牧場の利用について、色々と協議を重ねているわけですが、まずは行政も施設の整備に投資してきたものを漁業者のために十分活かすために、利用のルールを法的に整備するためにはどうするべきか、遊漁者の方についても円満に海洋牧場で遊漁してもらうためにはどうすべきかということを踏まえて、ルールの案がここに上がってきていたりと考えてよろしいですね。

【水産課総括副参事】

少しばかり今までの経緯も含めて説明させていただきたいと思います。

平成17年度に白石島の海洋牧場では遊漁の実態調査を行いました、漁業者の漁獲と比較してもマダイであるとか、カサゴ、メバルなどは遊漁者が非常に多く釣っている状況で、それはまずいのではないかというのが発端です。その状況を見ていきますと、夜たき釣に近いような釣、かかり釣をするということで、遊漁者の間でもかかり釣をすると漁場が占有される、トラブルを起こすということでそれをちゃんとしていかないとうまくいかない

だろうということです。

一方の地元漁協については、今は合併しておりますが、旧白石島漁協では自分たちが手弁当で監視をしている状況で、それは自分たちのためだからしているわけですが、権限もほしいという意見もあって、笠岡に出向いて色々な状況調査を2、3年実施して今の状況があります。

確かに100人が100人賛成していただけるわけではないと思いますが、最大公約数の案ということでここに挙げさせていただいております。

遊漁者から利用料を徴収する方向でいきたかったのですが、任意の協力金という形になりましたが、一定の料金を払っていただいた方が責任もわくだろうという意見もいただきながら、今の形を作っています。皆で魚をとることについて遊漁者にも場所と機会を与えようというもので、それを「誰が管理するのか。」「反対だ。」ということには多分ならないと理解しています。

ただ、そうは言いましてもそのようなご意見があったことも事実でございまして、それを踏まえながら地元で理解を深めながら早急な委員会指示に向けて取り組んで行きたいと考えております。

【会長】

よく分かりました。

委員もこの件について突っ込んだ詳しい話を聞いておられなかつたために、率直なご意見が出たのだと思います。今、事務局の方からも笠岡地区の海洋牧場を大切にということで、過去何代かの組合長さんともいろいろと相談した結果、このような形が良いのではないかということで、今、水産課からご説明があったように、この提案を受けてこれをどのように活かしていくかということはこれから課題になるのですが、私の地元でも笠岡の海洋牧場での取り組みを参考にしながら、全く形態は異なるけれどもルールづくりを進めて、何とか遊漁とも共存していかなければならないということで、一生懸命勉強させていただいております。

昨年度もこの協議会で話をさせていただきましたが、私も地元の遊漁関係の方とも3回ほど話をしました。全ての方を集めた訳ではありませんが。遊漁関係の方も「地元の漁業者にごちゃごちゃ言われるより、ステッカーでも貼って気持ちよく釣をした方がありがたい。」という意見をお持ちで、「今年中に遊漁関係の方と会議を開催したい。」と持ちかけますと、遊漁関係の方も「集まるぞ。」と言ってくれました。遊漁の方もだいぶ考え方があわってきたと自分たちも受け止め方が変わつてきました。

【委員】

それはなるほど良いことかもしれません。遊漁で釣った魚を、市場なり仲買業者に売りつける者がいます。これをされたら、漁業者としては折角自分たちが魚を獲っても安くなる。これは漁業者としてもつらいことです。

【水産課長】

ただ今のご意見も従前からの問題でございます。笠岡諸島周辺の海洋牧場海域では、今も申し上げましたが、メバル、カサゴ、マダイだけで35t遊漁で釣獲しています。これは笠岡市の漁獲量の1/3です。ですからこの水産資源上の影響といいますか、問題というのは絶対何とかしなければいけません。

それとやはり地元の白石島の方がずっと泣かされてきたわけです。先ほどご説明いたしましたように、必要に応じてと記載しておりますが、承認隻数の上限を設定いたしまして先ほどのやりたい放題の形に歯止めをかけるというのが第一のことであるという気がします。

会長がおっしゃってくださったように、遊漁者の方も良識のある方が前に出てきていただいて、その方達がちゃんと遊漁の形を作っていたらこれが無茶な遊漁の抑止力につながるのではないかということで、まず何か始めようということです。

それと当然、今のこの形が十分だとは思っておりません。冒頭、申し上げましたとおり、漁業法そのものの法制度が今新しいことをしようとしていることを阻んでいるわけですから、水産基本法あるいは海洋基本法、そういった新たな法規や構造特区の活用など、引き続き幅広に検討しております。この前も横浜国立大学の先生で、水産基本法、海洋基本法も中心になった方ですが、その方にもご相談しておりまして、あらゆる角度から今後ともこれをベースに、水産資源を守りながら、良識ある遊漁の方が気持ち良く利用していただけるような、漁業者の方も今の状況が改善できるようなきっかけにしたいという思いでございますので、まず、一番最初にこの協議会に案を呈示させていただきました。

ですので、地元の方にも事前にお話をしておりませんのでその面では失礼をいたしましたが、全く白紙の状態からこの協議会で協議させていただきまして、その結果を基に地元と話をする、それで遊漁者の方にも入っていただいて進めていきたいという出発点の話ですのでそのあたりも是非ご理解いただければと思います。

【委員】

先ほどの話は捕った魚を漁協に売って、漁協が販売するということですか。

【委員】

違います。市場か仲買に直接販売することです。

【委員】

そうなるとそれは許される行為なのですか。そこをまずきちんとしなければいけないのではないでしょうか。

許される行為であれば、今問題となっていることが起きるのでそこをシャットダウンするということが1つと、もう一つは資料2に委員会の禁止行為が記載されていますが、これは今までなかったものが新たに規制されるようになるわけですね。それと承認隻数を規定すると無茶苦茶には遊漁で釣獲されないとということですね。そこをきちんと説明する必要

があると思います。

なぜ、県が協力金の徴収に係わらないのかというと、県は特定の団体の利益になることに関与できないと記載されていますが、そのために、この協議会をベースに協力金の徴収を検討していくということを分かりやすく説明する必要があると思います。

【会長】

行政としては表に出られないこともあるので、後は行政の方も色々とお手伝いをしていくというところが本音ですよね。

【水産課総括副参事】

協議会についてはそのとおりです。

まず、遊漁者が魚をたくさん釣っていて、それを販売することで漁業者の生活を脅かすということですが、そもそもこのルールづくりを考えたのはそこが出発点です。

遊漁者はなぜたくさん魚を釣るのか、まきえ釣をしたり夜たき釣をする。夜たき釣をする時にアンカーで2点で船を固定して、良い場所を占有した人が多く釣る。他の人は釣る場所がないということで、仕事を早く終わらせて、午後4時半ぐらいに漁場に早く着いた者が多く釣るというような状況です。それで、クーラー1、2はいは平気で釣っている状況です。さすがにそれはまずいのではないか、売るほど釣ってもらう必要はないのではないかというのがそもそもの考え方です。

そういうことなので、夜間のかかり釣の規制については、漁業者は岡山県全体を対象に規制してくれれば良いと言われますが、それはなかなかできません。少なくとも魚がたくさんいる海洋牧場だけはそのようにしないかということで、夜間投錨禁止の規制を予定しています。

それから、多く釣るのはなぜかということについて、サビキで手がえしの良い釣をするということで、そこをまず押さえようじゃないかということで、このルールを作つていったわけです。そもそもは条例ということで県の方が利用者から利用料を徴収したいと考えていたわけですけれども、なかなか法律上の壁がありまして現時点では乗り越えられていない状況です。けれどもこの問題は早急に処理しなければいけないということで若干不本意な面はありますが、委員会指示で対応していかないかということです。

そうなれば県が強制力を持って利用料を徴収できないので任意の協力金で対応せざるを得ません。そうなった時に県庁組織の中で考えますと、任意の協力金について、県が表立って関わることは出来ませんよという行政の障害もあるわけで、これは海洋牧場の利用者で組織化を図って、その中で回していくしかない。当然、おっしゃられたように、県が「どうぞやってください。」と責任を投げるのではなく、回り続けるまで面倒を見ていきたいと考えています。

それから委員会指示とは何かということにつきまして、ご説明いたします。委員会指示は漁業法に基づく措置でございますが、これに違反した場合には最終的には罰則が適用さ

れます。通常の場合でしたら、違反をしていたら現場で押さえて「罰金だぞ。」ということなのですが、この場合はそれとはちょっと異なりまして、あの人が違反をしているという情報があった時に、県の方が違反者に対して「委員会指示は守らなければいけない。」という命令を違反者個人に対して行います。その命令に違反した場合には罰則が適用されるということになります。これらを総合的に考えまして、今の段階ではこれが最善と判断しております。

監視の問題、遊漁者が乱獲していることにつきましては、従来から我々も聞いていますし、調査を行った結果と同じということで、それに対応する策ということでご理解をしていただきたいと思います。今まで長い間積み上げてきたことについて、地元に十分な説明がなかったということにつきましては改めてご説明したいと考えておりますが、一応そのようなことで進めていきたいということです。

【会長】

笠岡市の海洋牧場のルールづくりについて、そこで立派なルールが策定されれば、東部の海洋牧場でもそれを参考にし、今後整備が予定されている中部地区でもそれを参考にすることで、これから瀬戸内海の漁業の生き残りをかけるということで進めなければ、小手先で出来ることではないということを認識しています。非常に良い漁場に恵まれている笠岡市地先でうまくやっていただければ、それが県下に波及して良いと思って、私も陰ながら普及員や県庁に出向いた時に状況を聞くなど様子を見守っています。

地元の渡船屋さんも、坊勢、家島漁協を中心になって遊漁者から協力金を集めめるようなシステムが自分たちにとってもありがたいという意見を先日私も聞きました。渡船を利用するお客様もお金を使うのだから気持ち良く釣りたいというのです。

一昨年の香川県との広域海面利用協議会で香川県の委員から話が出たのですが、「うちの組合員が日生町の遊漁の渡船屋に『帰れ』だと無茶苦茶なことを言ったようだ。その渡船屋さんに、自分が断りを言っていたことを伝えてほしい。」ということがあり、自分もその渡船屋さんにこのことを伝えたことがあります。どこの漁協も海を守ることには一生懸命ですので。ですから、この取り組みについては行政の指導をいただきながら是非ものにしていただければありがたいと思います。

【委員】

漁業法と農業水利権は法以前のものであって、そのことをちゃんと認識してしないと後からできたものとの関係で、後からできたものが守られるという本末転倒にならないように。漁業者にとって海は畑でありましょうし、私どもにとって海は公園のようなものでしょうし、その違いをきちんと踏まえて地元の理解を得るようにしてください。そのようにして私は進めていただいて良いのではないかと思います。

今日1回でどうのこうのということにはならないので、会長さんにも委員の皆さんにもお願いしておきたいのですが、必要であれば緊急にこの協議会を開くこともしながら、私

は地元の理解や、皆様の理解を得ながら2年かけて進めてきた話なので、引き続き進めていただければ良いのではないかと思います。

【水産課長】

今、海洋牧場の利用のルール策定について根底の説明をいただきましてありがとうございます。私どももこの案で、先ほども申し上げましたとおり、地元の組合長さんにもまだ提示していない状態でこの協議会にお諮りしたわけですけれども、また地元の漁業関係者の方に説明して、また、遊漁関係者の方にも説明して必要に応じてご相談をさせていただくことがあるかもしれません。その時はまたお力を貸しいただきたいと思います。

私どもにとっても、今回のこの試みは海洋牧場の運営のあり方、システムづくりなど全国でも初めてのことですので、あくまでも条例化を目指して引き続き運用しながら進化させていきたいという思いでございますので、その意味では本協議会は我々の拠り所でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございました。他に何かご意見はありますか。

【委員】

夜たき釣も昔から比べると減っていますね。といいますのが、昔は電気が煌々と点いていたものがほとんどなくなったように、中に何人かは違反をしている人はいますが、教育も少しづつ浸透してきているかなと思います。

この海洋牧場の件でも、私は昔から総量規制を主張してきました。「それは、なかなか難しいよ。」と言われたのですが、このような制度ができて、協議会ができたら総量規制とか、先ほど申し上げましたように遊漁者が漁協を通じて魚を販売できるようなルールも少しづつできてくるのかなと思っています。

【委員】

笠岡海面ではまだ結構多いですね。

遊漁者も漁業者が網を入れている前で釣ったりしています。遊漁者もマナーを守る必要があります。先に遊漁者がアンカーを打ってかかり釣をしていると漁業者は操業ができません。「漁業権が設定されているので、退かせなさい。」ということで退かせると、網を入れて帰った後に悪さをされるのです。

【委員】

色々な問題があってそのようなものを取り締まるためにも委員会指示が必要だということです。

【委員】

プレジャーボートにもマナーを守る人はいて、ルールを守りながら釣っている人は「夜たき釣をしやがって・・・」と腹を立てて、保安部などに通報するらしいのですが、本當かどうかは分かりませんが、なかなか一般からの通報だと対応してもらえないということ

を聞いたことがあります。

自分も底びきを夜操業していて、「今日は夜たき釣が3隻来ているな。」などと夜たき釣をしている者を見かけることがあります。金曜の夜や土曜日の夜にだいたい来ています。なかなか保安部に連絡もできないのですが、建網の者が岩場でカサゴなど目的に操業していて、おおむねここで夜たきが行われているので、「自分たちの漁場は自分たちで守れよ。」と自分は建網の人達には言っているのですが、夜たき釣については色々と相談されることもあります。

【会長】

ありがとうございました。

このような問題もあるので、色々と対策を前に進めて行かなければいけません。海面利用については、色々な絡みがありますので非常に難しく、各種業界の方を交えて意見をいただきながら前向きに進めて行かなければならないということだと思います。

海洋牧場のルールづくりに関して、本日協議されたことについて、これを持ち帰り検討していただいて、必要に応じてこの協議会を開催して早急に前に進めていただきたいと考えております。

【委員】

会長の意見に賛成です。

【委員】

笠岡で海洋牧場が整備されるということで10年かかりました。

当初、20億円の事業費を国、県、市が投入し、魚を増やしていくかなければいけないというのがこの事業の基本だったと思います。それで、非常に乱獲が激しくなって、今、保護水面になっている部分は守られていると思いますが、今回のルールづくり案の制限区域とされている場所では魚礁を入れたために、非常に魚が増えてきました。特にメバルが増えました。今年は不調でしたが非常に増えてまいりました。

そういうなかで違反者がいるので、「取り締まりができるだろうか。」と水産課とも相談してきました。

【会長】

今の意見もごもっともだと思います。それぞれの委員の立場、立場でいろいろな意見を聞きながら進めて行くというのが本協議会の趣旨だと理解しておりますので、この協議会で話し合いをしながら少しでも前に進めていただいたら良いと思います。

【委員】

この協議会での議論を地元に持ち帰って、白石島の関係者とも相談する必要があります。

【水産課長】

これから白石島の関係者の方に具体的な相談に伺いたいと思っております。地元が了解できないものを我々も進めて行くわけにはいきません。

【委員】

話し合いをしていきましょう。

【会長】

地元とも相談して皆で一生懸命やらないかという話し合いをしていただければありがたいと思います。これは最初から漁協にとってマイナスになることなら進めて行くことはできません。漁協もそれなりに苦労はするが、遊漁者も一定の決まりの中で気持ち良く遊漁してもらえるようなルールづくりを県で進めて行ってもらっていると理解しております。

ルールづくりについてはしっかりと検討していただくといただくということで、協議会を臨時に開催する必要が生じた時には、委員の皆様はお忙しいかも知れませんが協力をお願いいたします。

【水産課総括副参事】

我々は色々なことを気にしながら仕事をしておりますが、やはり遊漁者の方の意見ということで、遊漁関係の方からご意見がありましたら是非お伺いしたいと思います。

【委員】

私の感想ですが、やはり釣の初心者の方が昔なら何か獲れていたと思われるのですが、最近本当に釣れなくなっている状況です。魚を保護していくルールづくりを本当にやっていかないと、遊漁者の皆さんのが魚を釣ることができなくなってしまったら何もならないと最近特に感じておりますので、このようなことをしっかりと進めていっていただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。

先日も釣の好きな仲間と話をしていると「もうこのあたりでは釣れないで三原まで車で行って、そこで船を段取りして、松山沖でメバルを釣る。」と言われるのですが、岡山県東部ではそのような方が多いです。

今言われるように非常に魚が少なくなって、今後どのようにするかを皆で考えなければいけません。愚痴ばかり言っていてもどうにもなりませんし、私はいつも釣り具のメーカーが製品の販売に関して税金を納めていただいて、それをこのような水産資源の保護培養のために使わせていただくようなことができれば良いと思います。釣具は常に進歩して、いくらでも新しい製品ができ、高価なものであっても遊漁者の方は購入されますが、我々漁業者は常に経費等の収支を考えながら操業しなければいけません。

愚痴ばかり言っていても仕方がないのですが、何とか海面利用について良いルールを策定していただければと思います。自分の記憶では平成14年頃に水産基本法が策定されてこのような取り組みが始められたということで、是非とも笠岡地区でこの取り組みがうまくいけば、自分の地元の東部の海洋牧場でも参考になると考えております。

今年、姫路市の坊勢漁協へ行って遊漁の取り組みについての視察を行いましたが、以前、

県も当漁協への視察を行っており、それも踏まえてこのような案が作成されているのだと思います。地元と協議を行って、改める必要がある所は改めていただきたいと思います。期待しておりますので是非よろしくお願ひいたします。

本日は保安部の方も会議に出席されておりますが、ご意見をいただければと思います。

【委員】

私は今日初めて、この会議に参加させていただきましたが、海洋牧場の協力金だとか、承認制度の運営がなかなか大変ではないかと思います。承認には承認隻数だとか条件を設ける必要がありますが、そうなれば早い者勝ちかということが出てくることも考えられます。また、協力金を納付しなければ承認しないとは書いていないので、何故承認してくれないのということにもなるかもしれません。承認を受けられた方と受けられなかつた方との差で不満が出てくるかもしれません。

もともと海洋牧場の整備は県なり、国の金で整備しているではないかと、プレジャーボートや一般的な釣客のサイドからは自分達もそこで遊漁させてもらってもいいじゃないかという声が出てくるのではないかという気がして、運営はなかなか大変ではないかなと思います。

【会長】

ありがとうございました。

海洋牧場のルールづくりについては、今日初めて案が上がつきましたが、これについてはもう少し時間と手間をかけて、地元、近隣の遊漁者とどういった形かで接点を見つけて、話し合いを重ねて行く必要があります。

ルールができたら働きかけをしようということで進めていかないと、ルールができたら「お客様寄ってこい。」で済む話ではないと思います。事務局もそのような考え方でしよう。

【水産課長】

そうです。

【会長】

協力金について、事務局がプレジャーボートがいくら、遊漁船業者がいくらと金額を提示していますが、この金額についても今後いろいろな遊漁の方と話し合いをした上で最終的な結論を出して前に進めて行くことで、地元の漁業者の不満も解消できれば良いという考え方で良いですよね。

【水産課総括副参事】

色々と難しい面があることは事実だと思います。しかし、「何もできない。」でいると、何も現状は変わらないわけですから、何かを開拓していくしか今の遊漁と漁業の調整、調和はないだろうということで、殻を破ってやってやろうというスタンスです。

【水産課長】

海洋牧場のルールづくりにつきましては、今申し上げましたとおりなのですが、やっていきながら進化させていくしか手がないと考えています。あらかじめ想定していても起こらなかつた。あるいは想定していなくても起こってしまうことが生じてくると思いますので、初めての取り組みですので、それをおそれずにやりながら解決していきたいと思います。それで先ほども申し上げましたように法的な検討を別の方向からしていく必要があると思います。その部分で補強していける部分は補強していきたいと考えています。

【会長】

それではよろしいですか。

それでは、「第5号議案 香川・岡山県広域海面利用協議会委員の選出について」を事務局からご説明願います。

【事務局】

(資料に基づき「第5号議案 香川・岡山県広域海面利用協議会委員の選出について」を説明)

【会長】

事務局案でいかがでしょうか。

(全員承認)

【会長】

ありがとうございました。

それでは長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。非常に意義のある一步前進した会議になったのではないかと思います。いろいろと難しい問題を抱えておりますけれども今後ともご協力をよろしくお願ひいたします。

これを持ちまして平成22年度岡山県海面利用協議会を終了させていただきます。

(終了 16:50)